



梯川におけるプレジャーボート問題について
第2回「梯川水面利用調整会議準備会」を開催します。

[要 旨]

河川区域に無許可で船舶等を係留することは、流水阻害、護岸の損傷、工事や漁業への支障、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害、増水時等に艇や栈橋が流出した場合の影響等、様々な面で支障やトラブルを引き起こす要因となるため、河川法第24条及び第26条により禁止されていますが、梯川におけるプレジャーボート問題は改善の兆しが見られないまま現在に至っています。

このため、行政機関・漁業者・係留者等の関係者が一同に会して、この問題を共有し、それぞれの立場で意見を交換し、不法係留船解消に向けた方向性を整理する場として今年8月30日に第1回「梯川水面利用調整会議準備会」を開催したところです。

このたび、下記のとおり、この準備会の第2回目の会議を開催します。

<開催日時等>

◆日 時 : 平成23年11月28日(月) 14:00~15:00

◆場 所 : 小松市役所 7F 701会議室
住所 小松市小馬出町91番地

※取材は会議終了後、同会場にて事務局でお受け致します。

議事中は立ち入りできません。

カメラ撮り等は、冒頭から挨拶までの間は可能です。

【問い合わせ先】 *番号通知設定でお掛けください

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

河川管理課長 長澤 久雄

電 話 : 076-264-9916 (直通)